

令和○年度 りんごの家等清掃業務仕様書

1 業務期間

令和○年 4 月 1 日から令和○年 3 月 3 1 日

2 清掃業務の範囲及び施設

弘前市大字清水富田字寺沢 1 2 5

弘前市りんご公園内りんごの家、旧小山内家住宅、屋外トイレ、四阿

3 清掃業務の種類

(1) 常駐清掃

(2) 特別清掃

4 清掃作業の時間

時間

4 月から 1 1 月は 8 時 3 0 分から 1 7 時までとする。

1 2 月から翌 3 月は 9 時から 1 6 時までとする。

5 清掃作業の内容

清掃作業の実施は、受注者が清掃従事者を上記の施設内に常駐させ、施設内外の清掃を行うものとする。内容については清掃業務別記事項及び清掃作業基準回数表による。

ただし、発注者が必要とする場合は、清掃作業基準回数表で示された作業箇所以外の場所を受注者の承認を得て、指定することができる。

この清掃に必要な機材及び資材は、発注者が特に支給するものを除き、受注者が負担するものとする。

6 受注者は、業務従事者の名簿を発注者に提出しなければならない。異動があった場合も同様とする。

7 受注者は、発注者が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。

8 この仕様に定めのない事項については、必要に応じて発注者、受注者協議して定めるものとする。

清掃業務別記事項

1 常駐清掃

(1) 原則として、4月1日～11月30日は午前2名、午後1名とし、12月1日～翌年3月31日は終日1名を常駐させる。

(2) 廃棄物の処分

受注者は、各室より排出された廃棄物を毎日収集し、廃棄物集積場に運搬するものとする。ただし、容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物については、洗浄を確認し、未洗浄のものは、洗浄後廃棄物集積場に運搬するものとする。

2 特別清掃

(1) 日時については、発注者の指定した日時又は承認を得た日時とする。

(2) 清掃の種類

① 特別清掃 年2回、実施日は協議の上、決定する。

床の材質に応じた適切な清掃をし、保守仕上げをする。

② 窓ガラス清掃 年2回 実施日は協議の上、決定する。

拭き掃除とし、汚れの程度に応じた清掃をする。

高所作業に当たっては、特に安全の確保に努める。

清掃作業基準回数表

作業内容		掃き掃除	モップ空拭き	拭き掃除	陶器・鏡拭き	壁面ちりはらい	通路等水洗い	ごみ収集
作業箇所								
りんごの家A棟・B棟	エントランスホール他 (厨房・パントリー・事務室は除く)	1 / 日	1 / 日			随時		
	展示・学習スペース	1 / 日	1 / 日			随時		
	研修室・集会室	1 / 日				随時		1 / 日
	休憩室	1 / 日		随時		随時		1 / 日
	便所	1 / 日		1 / 日	1 / 日	随時		1 / 日
	倉庫	1 / 日	随時			随時		
	廊下・階段等	1 / 日	1 / 日			随時		
	外構	1 / 日					随時	
旧小山内家住宅	土間	1 / 日				随時		
	板の間	1 / 日	1 / 日			随時		
	畳部屋	1 / 日		随時		随時		
公衆便所（4箇所）		1 / 日		1 / 日	1 / 日	随時		1 / 日
四阿（8箇所）		1 / 日		随時				

(注) 数字は作業回数を示す。

例) 1 / 日は、1日1回の作業回数を示す。

上記の作業回数は、清掃の基準回数であり、その汚れの状態及び天候に応じ作業回数を増減することができる。